

地方分権改革に関する地方自治体等からの 提案への対応方針

(市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大

平成28年8月2日

厚生労働省 年金局

事業管理課

1 市町村における年金情報照会用システムの取扱いについて

＜現状の取扱い＞

- ◆年金事務所に設置している年金情報を照会するための窓口装置（ウインドウマシン。以下「WM」という。）については、利用を希望する市町村は、日本年金機構から借りることが可能となっている。
（「市区町村における「ねんきん特別便」に関する相談の協力について」（平成20年3月25日付け 社会保険庁運営部企画課長・年金保険課長連名通知））
- ※324市町村が利用（H27年度末時点）
- ※年金相談業務の範囲拡充により、市町村の事務負担増に繋がるとして、WMの設置等に消極的な市町村も存在するため、一律にWMを設置することはせず、希望する市町村にのみ行っている。
- ◆平成22年度から年金記録全般の相談についてWMを使用できるように利用範囲を拡大。（「平成22年度における市町村への可搬型窓口装置の貸与」（平成22年4月1日付け日本年金機構 事務連絡））
- ※以前は、原則として「ねんきん特別便」の年金記録に関する相談に限定していた。
- ◆WMの機器のリース料や通信費等は日本年金機構が負担しており、その他の相談業務に要する経費は、別途、国から協力連携経費として交付金を交付している。

2 御提案に対する考え方

＜御提案のポイント＞

- ◆市町村窓口における住民サービス向上に資するため、希望する市町村にWMを広く貸与する。
- ◆「ねんきん特別便」等に関する年金相談以外にも広く活用できるよう、貸与基準を変更する。

＜御提案に対する考え方＞

- ◆現状において、年金記録全般の相談についてWMを使用できるため、貸与基準の変更までは必要ないが、「ねんきん特別便」等に関する年金相談に限定しているような表記となっているため、年金記録全般の相談に使用できることを明記する。
- ◆WMの設置を希望する市町村において、個人情報保護に万全を期していただくことを前提として、年金記録全般の相談についてWMを利用することができる旨の周知を日本年金機構（年金事務所）から市町村に対し、改めて実施するなど、より一層の周知を図る。